

令和2年度第1回習志野市農業振興地域整備促進協議会議事録

1. 開催日時：令和2年8月7日（金） 午後13時30分～午後14時

2. 開催場所：習志野市庁舎5階会議室（5-2）

3. 出席者：委員16名

【会長】渡邊 勇（2号委員）

【副会長】市角 勝康（3号委員）

【委員】飯生 正己（1号委員）

村山 茂男（1号委員）

三代川 善延（2号委員）

小倉 義松（3号委員）

村山 源司（3号委員）

矢野 泰宏（3号委員）

織戸 高広（3号委員）

田久保 広明（3号委員）

中野 政博（3号委員）

飯生 良（3号委員）

廣瀬 博和（3号委員）

桜井 孝則（3号委員）

宍倉 義昭（4号委員）

田久保 雄一（5号委員）

【事務局】協働経済部 部長 片岡 利江

産業振興課 課長 平野 誠一

同上 主幹 森川 善文

同上 係長 藤島 明子

同上 副主査 石橋 正崇

【委託事業者】昭和株式会社 前田 耕児

同上 矢島 宏基

4. 議題

(1) 会長の選任について

(2) 副会長の選任について

(3) 農業振興地域制度の説明

(4) その他

- ・「習志野市農業振興地域整備計画」の見直しについて
- ・「人・農地プラン」の実質化について
- ・農家意向調査について

5. 議事内容

(1) 会長の選任について

【産業振興課長 平野】会長は委員の互選により定めることと規定されています。

互選の方法は、いかがいたしますか。

【村山委員】指名推薦がよい。

【委員一同】異議なし。

【村山委員】渡邊勇委員を推薦します。

【委員一同】異議なし。

【産業振興課長 平野】会長は渡邊委員に決しました。

〈会長と進行を交代〉

(2) 副会長の選任について

【渡邊会長】副会長の選任に移ります。副会長の互選の方法は、いかがいたしますか。

【村山委員】会長に一任します。

【委員一同】異議なし。

【渡邊会長】副会長は、農業士として地域農業の中心的な役割を担っておられる市角委員を指名します。

(3) 農業振興地域制度の説明

【産業振興課 藤島】「農業振興地域制度」と「農用地の除外」について、説明します。

農業振興地域制度は、都市化等によって農地の開発利用が進む中で、今後長期にわたって優良農地を確保するために、農業を振興する地域を明らかにして、その地域の農地と農地以外の土地利用の調整を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより土地の有効利用と農業の健全な発展を図っていくというものです。

本市の農業振興地域は、干潟と河川を除く市街化調整区域の全域を農業振興地域として指定されており、面積は、現在約173haとなっています。

農用地区域は、農業振興地域のうち、市が「農業振興地域整備計画」で、将来にわたって農業のために利用していくべき農地として定めたのが農用地区域となります。

市内の面積は、先ほどの農業振興地域173ヘクタールのうち、61.64ヘクタールとなっています。

農用地区域は、転用などによる非農業的な利用が制限されています。

やむを得ない理由により農用地区域としての利用を変更する場合は、市の「農業振興地域整備計画」を変更し、農用地区域から除外することが必要になります。

農用地区域からの除外の手続きは、農業委員会・農業協同組合への意見照会、農業振興地域整備促進協議会での協議を経て、県に対して「農業振興地域整備計画」の変更協議を行い、県知事の同意を得ることが必要になります。

農用地区域からの除外要件については、農業振興地域整備計画を変更する必要が生じたと判断できる事由の他、法定要件をすべて満たす必要があります。

以上で「農業振興地域、農用地除外について」の説明を終わりにいたします。
【渡邊会長】只今の説明についてご質問はありませんか。この農用地区域面積データは、何年の調査結果ですか。

【産業振興課 藤島】データは最新の値で、61.64haが農用地区域の面積の値です。

【渡邊会長】5年前に農業センサスの調査が行われているが、その時の値ですか。

【産業振興課 藤島】農業センサスの調査後に個別の除外が発生しており、減少しています。

(4) その他

- ・「習志野市農業振興地域整備計画」の見直しについて
- ・「人・農地プラン」の実質化について
- ・農家意向調査について

【産業振興課 石橋】「習志野市農業振興地域整備計画の見直しについて」説明します。

市ではこれから3年かけまして農振計画の見直しを予定しております。

見直しの理由としましては、鷺沼地区の市街化調整区域では、将来的な土地利用について地権者が勉強会を開催するなど検討を重ね、令和元年8月に土地区画整理組合設立準備会の届け出を市に提出し、また、同年10月には市へ土地区画整理事業の技術援助申請が提出、受理されている状況であり、事業の施行の可能性が高まってきている状況でございます。

また、土地区画整理事業は「宅地の利用の増進と公共施設の整備を図ること」を目的として行われる事業であることから、事業の施行にあたっては、地区に設定されている農業振興地域及び農用地区域を除外する必要があります。

見直しのスケジュールは、本日を含めて意見を伺うこととしております。

また、直近の作業としましては、「農家意向調査」を、今月の8月から10月にかけて市内の一定規模の農地を所有される方に対してアンケートを実施いたします。

アンケート分析を基に計画の修正案を作成し、千葉県と下協議を行って参ります。

本格的な協議につきましては、来年度からとなりますが、国との協議期間は1年半程度を見込んでいます。

それでは、先ほど申し上げました「農家意向調査」について説明します。

今回のアンケートは、農業振興地域整備計画だけではなく、「人・農地プラ

ン」の実質化と併せて行うものです。

この人・農地プランは、全国的に農業従事者の高齢化と担い手不足が問題となっている中で、この問題を解決するために農地を、将来の地域の中心となる経営体に集約することで、農地を有効に活用して地域農業を守り、持続させていくことを目的としたプランです。

本市では平成29年3月に作成しておりますが、現在では、人・農地プランの実質化、つまり計画を作るだけでなく、実際に地域の農業が持続できるような内容とすることに力を入れております。

そのため、本市でも実質化を今年度中に実施したいと考えておりますが、実質化の手続きには農家さんの意見を反映することが求められます。

そのために今回、農業振興地域整備計画と併せて人・農地プランについても意向調査を行います。

この意向調査は農家要件である耕作農地10アール以上に準拠し、10アール以上の農地を所有または耕作している方を対象としております。

また、人・農地プランの実質化の基準においては「耕地面積」の過半を満たすアンケート回収というものがありますので、回収率を上げていく必要があります。

説明は以上です。

【渡邊会長】ここまでの説明について、質問等ありますでしょうか。

【委員一同】質問なし。

【渡邊会長】「人・農地プラン」については、従来、国・県から「こういうことをやってください」という指示であったが、その後それでは実現性がないということで、農家の皆さんに話し合ってもらい、農家の方ご自身で意見を書いてもらう、という要件になりました。

このアンケートについても、皆さんの意見を十分入れて、将来に向けた習志野の農業を考えていければと思います。

また、農業振興地域制度については、農地法等も絡むため、メンバーである二人の農業委員の意見を聞きながら、委員皆で習志野の農業の未来のために力を合わせていきたいと思います。

以上をもちまして令和2年度第1回習志野市農業振興地域整備促進協議会を終了します。

以上